

# 『公費負担医療等の手引』2021年7月版 正誤・追補(2021.8.20)

※追補についてはページ数の先端に■を入れております。

頁	訂正箇所	誤	正
108	右段上から 1 行目と 25 行目	…資料4の P. 112 国保用…	…資料4の P. 117 国保用…
340 361	左頁下から 11 行目	2 管理票には、医療機関の確認印が必要です。	2 管理票は、医療機関による記入が必要です。
455	左段上から 16 行目	…患者等の前年分の所得税額が147万円を超える場合…	…患者等の世帯員の市町村民税の総所得割額が56万4千円を超える場合…
458	右段下から 9 行目	…絶対的扶養義務者の前年分の所得税額を合算した額が147万円を超える場合…	…絶対的扶養義務者の世帯員の市町村民税の総所得割額が56万4千円を超える場合…
■ 447	下から 23 行目の下に右を追加	松本市	2 8      2 0      2 5 0      5
■ 447	下から 13 行目の下に右を追加	一宮市	2 8      2 3      5 5 0      5
573	左段上から 9 行目 (5)を削除	<p><b>(5) 職域健診HIV・性感染症検査モデル事業</b></p> <p>① 実施主体 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、大阪府、兵庫県、福岡県、沖縄県、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、名古屋市、大阪市、堺市、神戸市、北九州市及び福岡市を実施主体としたモデル事業。</p> <p>② 実施方式 実施に当たって選定した健診センター等において実施する。</p> <p>③ 対象者、検査の実施 検査の受検を希望する者を対象とし、検査の項目はHIV抗体検査（抗原抗体スクリーニング検査等）及び梅毒検査（梅毒血清反応検査）とする。</p>	<p>削除</p> <p>※(6) 緊急風しん抗体検査等事業を(5)に繰り上げ</p>

最新の正誤表については、保団連 HP(<https://hodanren.doc-net.or.jp/>)でも紹介しておりますので、ご確認ください。

